10-4 土地関係諸法令による開発規制

10-4-1 土地関係諸法令による開発規制一覧

例示です。

なお、括弧書は、協議先と異なる場合の本庁における所管課を示します。

法 令 名	条 項	規制の対象となる内容	関係協議先
	第14条	規制区域内における土地に関する権利の移転等 の許可	
	第23条	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出	
国土利用計画法	第27条の4	注視区域における土地に関する権利の移転等の届出	地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課
	第27条の7	監視区域における土地に関する権利の移転等の 届出	
	第29条	遊休土地に係る計画の届出	
大規模土地取引等に 関する事前指導要綱	第4	国土利用計画法第14条の許可申請又は法27条の 4及び27条の7の届出前の事前協議	地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課
環境影響評価法	第31条	環境影響評価法に定める対象事業の実施	
三重県環境影響評価	第26条、第38		環境生活部
条例	条の12	準対象事業の実施	地球温暖化対策課
		県立自然公園特別地域内における工作物の新改	
	应10 夕应 4元	増築、木竹の伐採、土石の採取、土石等の集積、	
一手甩去点处八围友	第16条第4項	水面の埋立、土地の形状変更、指定植物の採取	曲井 (山立) 東郊町
三重県立自然公園条例		又は損傷等の許可	農林(水産)事務所(農林水産部のドルサル・大佐港連)
ניקו		県立自然公園普通地区内における一定以上の工	(農林水産部みどり共生推進課)
	第26条第1項	作物の新改増築、水面の埋立、土地の形状変更	
		等の届出	
		知事が設定した特別保護地区内での水面の埋立	農林(水産)事務所
鳥獣の保護及び管理		又は干拓、木竹の伐採、工作物の設置、その他	(農林水産部獣害対策課)
並びに狩猟の適正化	第29条第7項	政令で定めた行為の許可	Version of Version Pays and Vid Z ISBNIN
に関する法律	3,100,7(3),1-3	環境大臣が設定した特別保護地区内での水面の	·····································
		埋立又は干拓、木竹の伐採、工作物の設置、そ	環境省
		の他政令で定めた行為の許可	# I. / I. **
		国立(国定)公園特別地域内における工作物の新	
	第20条第3項	改増築、木竹の伐採、土石の採取、土石等の集	***************************************
		積、水面の埋立、土地の形状変更、指定植物の 採取又は損傷等の許可	国立公園については以下のとおり
自然公園法	第21条第3項	新改増築、木竹の植栽、木竹の伐採又は損傷、	サダ心 国立公園:サダ心 国 立公園管理事務所
口巡台图位		土石の採取、土石等の集積、水面の埋立、土地	
		の形状変更、植物の採取又は損傷等の許可	立公園管理事務所(大台町以
		国立(国定)公園普通地域内における一定規模以	外)、吉野管理官事務所(大台
	第33条第1項	上の工作物の新改増築、水面の埋立、土地の形	
		状変更等の届出	
三重県自然環境保全条例		三重県自然環境保全地域特別地区内での建築物	
	第11条第4項	その他の工作物の新改増築、宅地造成、鉱物の	農林(水産)事務所 (農林水産部みどり共生推進課)
		掘採、水面の埋め立て、木竹の伐採等の許可	
		三重県自然環境保全地域普通地区内での建築物	
	第13条第1項第34条	その他の工作物の新改増築、宅地造成、鉱物の	
₩\)		掘採、水面の埋め立て、木竹の伐採等の届出	
		1~クタールを越える規模の自然地が含まれた	
		開発で、宅地の造成その他規則で定める行為の	
		届出	
廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	第8条	一般廃棄物処理施設の設置の許可	地域防災総合事務所環境室又は
	第9条の3	一般廃棄物処理施設の設置(市・町)の届出	地域活性化局環境室
	第15条	産業廃棄物処理施設の設置の許可	(環境生活部廃棄物対策課) (環境生活部資源循環推進課)

法 令 名	条 項	規制の対象となる内容	関係協議先
使用済自動車の再資源化 等に関する法律	第60条	解体業の許可対象施設	地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室 (環境生活部資源循環推進課)
	第67条	破砕業の許可対象施設	
土壤汚染対策法	第4条	3,000㎡又は900㎡以上の土地の形質の変更 の届出	地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室 (環境生活部大気・水環境課)
三重県生活環境の保全に 関する条例	第72条の2	3,000㎡又は900㎡以上の土地の形質変更時 の調査	地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室 (環境生活部大気・水環境課)
三重県土砂等の埋立て等 の規制に関する条例	第9条	3,000㎡以上の土砂の埋立て等の規制	地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室 (環境生活部大気・水環境課)
	第10条の2	地域森林計画の対象の民有林内における開発行為の許可(1haを超え2ha以下のもの。 但し、太陽光発電設備を設置する場合は 0.5haを超え2ha以下のもの)	農林(水産)事務所 (農林水産部治山林道課)
森林法	第97 冬	地域森林計画の対象の民有林内における開発行為の許可(2haを超えるもの)	農林水産部治山林道課
second test	第27条	保安林の指定の解除 保安林における立木竹の伐採、土石・樹根	農林(水産)事務所
	第34条	の採掘、土地形質変更の制限	(農林水産部治山林道課)
		保安施設地区の指定の解除	農林水産部治山林道課
	第44条	保安施設地区における立木竹の伐採、土 石・樹根の採掘、土地形質変更の制限	農林(水産)事務所 (農林水産部治山林道課)
工場立地法	第6条	特定工場(敷地面積又は建築面積が一定規 模以上の工場又は事業場)の新設の届出	市町 (雇用経済部企業誘致推進課)
大規模小売店舗立地法	第5条	大規模小売店舗の新設の届出	中小企業・サービス産業振興課
農地法	第4条第1項	自己所有農地の転用(権利の設定・移転を伴 わない)の許可	農林水産部農地調整課 但し、市街化区域内農地は農業委 員会へ届出 また以下の市町は権限移譲済 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑 名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽 市、志摩市(2ha以下のみ)、伊賀市、 東員町、朝日町、多気町、明和町、大 台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊 勢町
	第5条第1項	自己所有農地以外の転用(権利の設定・移転 を伴う)の許可	
	旧法第73条第 1項	売り渡した農地の処分の制限の許可	農林水産部農地調整課 農林水産(農政・農林)事務所
	旧法第80条	国有農地等・開拓財産の売払、所管換、所 属替	
農業振興地域の整備に関 する法律	第15条の2	農用地区域内における開発行為の制限	農林水産(農政・農林) 事務所 (農林水産部農地調整課)
	第15条の4	農用地区域以外の区域内における開発行為 についての勧告等	
特定農山村地域における農林業等の活性化のための共和党は、日本の大学の活性化のため	第7条	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認 定	農林水産(農政・農林)事務所(農山漁村づくり課)
の基盤整備の促進に関する法律	第8条	所有権移転等促進計画の承認	
水産資源保護法	第22条	保護水面の区域における埋立等の許可	農林水産部水産資源管理課

法 令 名	条 項	規制の対象となる内容	関係協議先
公有地の拡大の推進に関 する法律	第4条	都市計画施設区域内等に所在する土地を譲渡 しようとする場合の届出	県土整備部公共用地課 ※市は各市
国有財産法	第8条第1項	国土交通省所管法定外公共用財産の用途廃止 及び財務大臣への引継	建設事務所 (県土整備部公共用地課)
		農林水産省所管法定外公共用財産の用途廃止 及び財務大臣への引継(漁港区域内)	農林水産部水産基盤整備課
	第24条	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認	道路管理者
	第32条	道路の占用の許可	建設事務所
道路法	第91条	道路予定区域内の工事の許可	(県土整備部道路管理課・道路建設 課・県警察本部)
	第95条の2	県公安委員会との調整	所轄警察署(県警察本部)
道路交通法	第4条	県公安委員会の交通規制	所轄警察署(県警察本部)
三重県砂防指定地等管理	第4条	砂防指定地内の制限行為許可	建設事務所
条例(砂防法)	第5条	砂防設備の占用許可	(県土整備部防災砂防課)
急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律	第7条	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可	建設事務所 (県土整備部防災砂防課)
	第20条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	
	第23条	流水の占用の許可	
	第24条	土地の占用の許可	
	第25条	土石等の採取の許可	
	第26条第1項	工作物の新築、改築、除却等の許可	
	第27条第1項	土地の掘削等の許可	
河川法	第28条	竹木の流送、舟若しくはいかだの通航の禁止、 制限又は許可	河川管理者 建設事務所 (県土整備部河川課)
нялн <u>а</u>	第29条第1項	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼ すおそれのある行為の禁止、制限又は許可	
	第55条第1項	河川保全区域内における行為の許可	
	第57条第1項	河川予定地内における行為の許可	
	第58条の4第 1項	河川保全立体区域内における行為の許可	
	第58条の6第 1項	河川予定立体区域内における行為の許可	
特定都市河川浸水被害対 策法	第30条	雨水浸透阻害行為の許可	河川管理者 建設事務所(県土整備部河川課)
地すべり等防止法	第18条	地すべり防止区域内における行為の許可	建設事務所 (県土整備部防災砂防課) 農林水産(農政)事務所 (農林水産部農業基盤整備課、治山 林道課)
土砂災害警戒区域等にお ける土砂災害防止対策の 推進に関する法律	第10条	土砂災害特別警戒区域における特定開発行為 の許可	建設事務所 (県土整備部防災砂防課)
公有水面埋立法	第2条	公有水面での埋立の行為の免許	建設事務所 (県土整備部河川課、港湾・海岸課) 農林水産部水産基盤整備課
	第29条	公告後10年以内での埋立地の用途変更の許可	
海岸法	第7条第1項	海岸保全区域内に設ける海岸保全施設以外の 施設又は工作物の占用許可	海岸管理者 建設事務所 (県土整備部港湾・海岸課) 農林水産(農政)事務所 (農林水産部農業基盤整備課、水産 基盤整備課)
	第8条第1項	海岸保全区域内における土石の採取、他の施設の新設、改築、土地の掘削、盛土、切土等の行為の許可	

第31条 都市下水路管理者以外の者の行う工事等承認 事業課) 公共施設の管理者あるいは公共抗設の管理者となる者 第53条 都市計画施設等の区域内における建築許可 建設事務所 (県土整備部都市政策課) ※市は各市 立地適正化計画区域内かつ居住誘導区域外で 行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は 新築、改築、用途の変更の届出 立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 ・県土整備部建築開発課 (4以上の陪を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、文は延べ面積2,00 階を有し、文は延べ面積2,00 階を有し、文は延べ面積2,00 階を有し、文は延べ面積2,00 階を有し、文は延べ面積2,00 階を有し、文は延べ面積2,00 所強を有し、文は延べ面積2,00 所達を有し、文は延べ面積2,00 所達を有し、文は近く正確が表して、第30条 第30条 第30条 第30条 第30条 第30条 第40条 第30条 第40条 第40条 第40条 第40条 第40条 第40条 第40条 第4	法 令 名	条 項	規制の対象となる内容	関係協議先
第38条の2 臨港地区内における行為の届出 (県土整備部港湾・海岸課) 漁港管理者 漁港区域内の占用、土砂採取等の許可 漁港管理者 農林水産革務所 (農林水産高水産基盤整備課) 海高空地区内の分区における構築物の規制条 第16条 第16条 公共下水道管理者以外の者の行う工事等承認 海后条 特定施設の設置等の届出 流域下水道管理者以外の者の行う工事等承認 海市・水路管理者 以外の者の行う工事等承認 海市・水路管理者 以外の者の行う工事等承認 第31条 都市下水路管理者以外の者の行う工事等承認 第31条 都市下水路管理者以外の者の行う工事等承認 (県土整備部港湾・海岸課) 公共施設の用を供する土地の帰属(相互帰属) 第53条 都市計画施設等の区域内における建築計可 建設事務所 (県土整備部都市政策課) 新市計画法 第53条 都市計画施設等の区域内における建築計可 建設事務所 (県土整備部都市政策課) 新市計画を業地内の建築等の許可 建設事務所 (県土整備部都市政策課) 新市計画を設備の企業等の開発行為文は新築、改築、用途の変更の届出 立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 深市は各市 空地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 深市は各市 空地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 深市は各市 空地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 深市は各市 空地適正化計画区域内がつる市機能誘導区域 深市 四日市市、伊賀市、結 節表の 開発行為文は新築、改築、用途の変更 同品 立地道正化計画区域内がつる市機能誘導区域 深神市、四日市市、伊賀市、結 節表の 開発行為文は新築、改築、用途の変更 同法第18条とに基づく立地適正化計画 立地道正化計画区域内がつる市機能誘導区域 深神市、四日市市、伊賀市、経 第10条 第21条 第30条 第21条 第30条 第21条 第21条 第21条 第21条 第21条 第21条 第21条 第21	港湾法	第37条		
漁港高場整備法 第39条 漁港区域内の占用、土砂採取等の許可 農林水産部水産基盤整備課 第38条 38条 臨港地区内の分区における構築物の規制 第12条の3 特定施設の設置等の届出 流域下水道管理者 建設率務所 (県土整備部港湾・海岸票) 第16条 特定施設の設置等の届出 流域下水道管理者 流域下水道管理者 2公共下水道管理者以外の者の行う工事等承認 特定施設の設置等の届出 流域下水道管理者 北勢・中南勢流域下水道管理者 2公共市水路管理者 2公共市水路管理者 2公共市水路管理者 2公共市水路管理者 2公共市水路管理者 2公共市水路管理者 2公共市水路管理者 2公共市水路管理者 2公共施設の管理者 5公之共施設の管理者 5公公共施 200 管理者 5公公共施 200 管理者 5公公共施 200 管理者 5公公共施 200 管理者 5公公者 都市計画部数等の区域内における建築許可 (県土整備部港本市水路管理者 200 管理者 5公公者 200 管理者 5公公共施 200 管理者 5公公生 200 管理者 5公公生 200 管理者 5公公共应 200 管理者 5公公共应 200 管理者 5公公生 200 管理者 5公公共应 200 管理者 50公公共应 200 管理者		第38条の2	臨港地区内における行為の届出	(県土整備部港湾・海岸課)
の臨港地区内の分区に おける構築物の規制条 第3条 臨港地区内の分区における構築物の規制 第12条の3 特定施設の設置等の届出 第16条 公共下水道管理者以外の者の行う工事等承認 第25条の30 特定施設の設置等の届出 流域下水道管理者以外の者の行う工事等承認 第31条 都市下水路管理者以外の者の行う工事等承認 第31条 都市下水路管理者以外の者の行う工事等承認 第40条 公共施設の用を供する土地の帰属(相互帰属) 公共施設の管理者 となる者 建設率務所 (県土整備部下水道経営課、下水事業課) 第65条 都市計画施設等の区域内における建築許可 第65条 都市計画を等の音可 公地適正化計画区域内かつ超柱誘導区域外 第70条 第88条 行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は新築、改築、用途の変更の届出 立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域外 外で行う、立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域外 外で行う、立地適正化計画区域内がの都市機能誘導区域外 所、桑名市、亀山市、伊賀市、智町、公共の課金がの高出 立地適正化計画区域内がの都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画区域内がの都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画区域内がの都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画区域内がの都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画区域内の不動作、第10条 第21条 節者等が日常生活又は托会生活を営む上で整備することが必要な施設)の新築等の事前協議 文は近の建築制度 第21条 第30条 第21条 第30条 第21条 第30条 第21条 第30条 第21条 第21条 第30条 第21条 第21条 第30条 第21条 第30条 第21条 第21条 第30条 第21条 第30条 第21条 第30条 第30条 第21条 第43条 重要文化时の現状変更等の制限 第43条 重要文化財の現状変更等の制限 第43条 重要文化財の現状変更多の発生の数量的 第43条 重要文化財の現状変更多の発生の数量的 第43条 重要文化財の現状変更多の発生の対域的 第43条 重要文化財の現状変更多の発生の対域的 第43条 重要文化財の現状変更多の系统能、第43条 重要文化財の現状変更多の発生の対域的 第43条 重要文化財の現状変更多の発生の対域の 第43条 重要文化財の現状変更多の影響の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	漁港漁場整備法	第39条	漁港区域内の占用、土砂採取等の許可	農林水産事務所
下水道法 第16条 公共下水道管理者以外の者の行う工事等承認	の臨港地区内の分区に おける構築物の規制条	第3条	臨港地区内の分区における構築物の規制	建設事務所
京田舎 おりましまり おりましまり おりまり まりまり おりまり おりまり まりまり ま		第12条の3	特定施設の設置等の届出	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
#定施設の設置等の届出 北勢・中南勢流域下水道事務所 振太阪下水道管理者以外の者の行う工事等承認 第31条 都市下水路管理者以外の者の行う工事等承認 第40条 公共施設の用を供する土地の帰属(相互帰属) 公共施設の管理者あるいは公共財 設の管理者となる者 都市計画施設等の区域内における建築許可 操し整備部都市政策課) ※市は各市 立地適正化計画区域内かつ居住誘導区域外で 行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は 新築、改築、用途の変更の届出 立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 小で表名市、銀市、四日市市、伊勢市、松野市、四日市市、伊勢市、松野市、四日市市、伊勢市、松野市、四日市市、伊賀市、東部の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の階を有し、又は延べ面積2,00 m以上の建築物 第30条 一等を訴者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設)の新築等の事前協 議文は通知 ・県土整備部建築開発課(4以の階を有し、又は延べ面積2,00 m以上の建築物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第16条	公共下水道管理者以外の者の行う工事等承認	
第31条 都市下水路管理者以外の者の行う工事等承認	下水道法	第95条の30	特定施設の設置等の届出	
第40条 公共施設の用を供する土地の帰属(相互帰属) 公共施設の管理者となる者 第53条 都市計画施設等の区域内における建築許可 建設事務所 (県土整備部都市政策課) ※市は各市 立地適正化計画区域内かつ居住誘導区域外で 行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は 新築。改築、用途の変更の届出 □二表済の各市町 ※津市、四日市市、伊勢市、松野・で行う、立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 ・ 県土整備部建築開発課 (4以上の皆宅等の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 ・ 県土整備部建築開発課 (4以上の階を有し、又は延べ面積2,00階を有し、又は延べ面積2,00階を有し、又は延べ面積2,00階を有し、又は延べ面積2,00階を有し、又は延べ面積2,00階を有し、又は延べ面積2,00階を有し、又は延べ面積2,00階を有し、大は重が、10場では、10時で		第 20米0/30	流域下水道管理者以外の者の行う工事等承認	(県土整備部下水道経営課、下水道
部市計画法 第53条 都市計画施設等の区域内における建築計可 建設事務所 (県土整備部都市政策課) ※市は各市 立地適正化計画区域内かい居住誘導区域外で行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は 新築、改築、用途の変更の届出 立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 ※ 市 、 四日市市、伊勢市、松原 布で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 ・県土整備部建築開発課 (4以の階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は近で面積2,00 階を有し、又は近で面積2,00 階を有し、又は近で面積2,00 階を有し、又は近で面積2,00 階を有し、又は近で面積2,00 階を有し、大きも・福祉部地域福祉課(公司 上本工事等のための発掘に関する届出及び指示 ・ 新な育金員会社会教育・文化財保護法 第93条		第31条	都市下水路管理者以外の者の行う工事等承認	事業課)
第65条 都市計画画派表等のと吸がにあり、意建ますが、 (県土整備部都市政策課) ※市は各市 立地適正化計画区域内かつ居住誘導区域外で 行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は 新築、改築、用途の変更の届出 立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 ・ 県土整備部建築開発課(4以の階を有し、又は延べ面積2,00 の階を有し、又は延べ面積2,00 の階を有し、又は延べ面積2,00 の階を有し、又は延べ面積2,00 の階を有し、又は延べ面積2,00 の階を有し、又は延べ面積2,00 の階を有し、文は延べ面積2,00 の階を有し、文は延べ面積2,00 の階を有し、文は延べ面積2,00 の階を有し、文は延べ面積2,00 の階を有し、文は延べ面積2,00 の階を有し、文は延べ面積2,00 の階を有し、交は延べ面積2,00 の階を有し、交は延べ面積2,00 の階を有し、交は通べの階を存し、京は近べ面積2,00 の階を有し、交は延べ面積2,00 の階を有し、交は近べ面積2,00 の階を有し、交は近べ面積2,00 の階を有し、交は近べ面積2,00 の階を有し、交は近べ面積2,00 の階を有し、大は近へ面積2,00 の階を有し、大は近へ面積2,00 の間を有し、大は近へ面積2,00 の間を有いの間がある。 ・ 建設事務所(上記以外の建築物) ・ 子も・福祉部地域福祉課(公間を通りを対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、		第40条	公共施設の用を供する土地の帰属(相互帰属)	公共施設の管理者あるいは公共施 設の管理者となる者
第65条 都市計画事業地内の建築等の許可 ※市は各市 立地適正化計画区域内かつ居住誘導区域外で行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は 新築、改築、用途の変更の届出 立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 ※準市、四日市市、伊勢市、松野市、企業名市、亀山市、伊賀市、東田町 ※準市、四日市市、伊勢市、松野市、公園・田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市計画法	第53条	都市計画施設等の区域内における建築許可	
第88条 行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は 新築、改築、用途の変更の届出 画公表済の各市町 ※津市、四日市市、伊勢市、松原 外で行う、立地適正化計画区域内かつ都市機能誘導区域 外で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 ・県土整備部建築開発課(4以 の階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 が以上の建築物)・建設事務所(上記以外の建築物 ・建設事務所(上記以外の建築物 ・建設事務所(上記以外の建築物 ・建設事務所(上記以外の建築物 ・建設事務所(上記以外の建築物 ・発む・福祉部地域福祉課(公園 等・道路・公共交通機関の施設) ※津市、四日市市、松原市積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 が以上の建築物)・建設事務所(上記以外の建築物 ・発む・福祉部地域福祉課(公園 等・道路・公共交通機関の施設) ※津市、四日市市、松阪市積2,00 が以上の建築物)・接談事務所(上記以外の建築物 ・発でも・福祉部地域福祉課(公園 等・道路・公共交通機関の施設) ※津市、四日市市、松阪市、全 市、鈴鹿市は各市 保健所(医療保健部食品安全課) ※市は各市、多気町及び大台町で 各町 第43条 重要文化財の現状変更等の制限 土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 市・町教育委員会 (教育委員会社会教育・文化財保記		第65条	都市計画事業地内の建築等の許可	
第108条 外で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更 の届出 市、桑名市、亀山市、伊賀市、東田町 の届出 ・県土整備部建築開発課(4以の階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階を有し、又は延べ面積2,00 階とのまちづくり推進条例 第21条 第30条 備することが必要な施設)の新築等の事前協議又は通知 ・建設事務所(上記以外の建築物)・建設事務所(上記以外の建築物・子ども・福祉部地域福祉課(公園等・道路・公共交通機関の施設・※津市、四日市市、松阪市、桑倉市、鈴鹿市は各市保健所(医療保健部食品安全課)※市は各市、多気町及び大台町は各市、第43条 重要文化財の現状変更等の制限 土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 前・町教育委員会 教育委員会社会教育・文化財保護法	都市再生特別措置法	第88条	行う、一定規模以上の住宅等の開発行為又は	※津市、四日市市、伊勢市、松阪 市、桑名市、亀山市、伊賀市、朝
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設)の新築等の事前協議又は通知 第21条第30条 第21条 第21条 第21条 第21条 第21条 第21条 第21条 第21		第108条	外で行う、立地適正化計画に記載された誘導 施設の開発行為又は新築、改築、用途の変更	
基地、埋葬等に関する法律 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 ※市は各市、多気町及び大台町に各町 第43条 重要文化財の現状変更等の制限 土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 市・町教育委員会 文化財保護法 (教育委員会社会教育・文化財保証	ザインのまちづくり推		齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設)の新築等の事前協	・建設事務所(上記以外の建築物) ・子ども・福祉部地域福祉課(公園 等・道路・公共交通機関の施設) ※津市、四日市市、松阪市、桑名 市、鈴鹿市は各市
第93条 土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 市・町教育委員会 (教育委員会社会教育・文化財保護		第10条	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	※市は各市、多気町及び大台町は
文化財保護法	文化財保護法	第43条	重要文化財の現状変更等の制限	市・町教育委員会 (教育委員会社会教育・文化財保護 課)
		第93条		
第125条 史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限 課)		第125条	史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限	

法 令 名	条 項	規制の対象となる内容	関係協議先
三重県文化財保護条例	第16条	三重県指定有形文化財の現状変更等の制限	市・町教育委員会 (教育委員会社会教育・文化財保護 課)
	第39条	三重県指定史跡名勝天然記念物の現状変更 等の制限	
景観法	第16条	三重県景観計画に基づく届出(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市は各市の規定による)	県土整備部都市政策課 (左記に掲げる市は各市)
流通業務の総合化及び 効率化の促進に関する 法律	第4条	総合効率化計画の認定	中部運輸局交通政策部環境・物流課
その他 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、漁業法、温泉法等			

○ 社会福祉施設、医療施設、学校担当窓口

法 令 名	条 項	規制の対象となる内容	関係協議先
生活保護法		※各法に適合する施設であるか否か	子ども・福祉部地域福祉課
児童福祉法			子ども・福祉部少子化対策課、子 どもの育ち支援課、障がい福祉課 (障がい児に係るものに限る。)
老人福祉法			医療保健部長寿介護課
障害者総合支援法			子ども・福祉部障がい福祉課
身体障害者福祉法			100 個地區的表次,個地區
母子及び父子並びに寡 婦福祉法			子ども・福祉部子ども福祉虐待対 策課
更生保護事業法			津保護観察所
社会福祉法(隣保館)			環境生活部人権課
医療法			医療保健部医療政策課
学校教育法			私立小中高校等: 環境生活部私学課